

防災管理者の資格

(消防法施行令第47条)(消防法施行規則第51条の5)
(平成20年9月24日消防庁告示第17号)

防災管理者

(A又は①～⑪のいずれかに該当する者)

A	防災管理講習の課程を修了したもの (選任された場合は、講習修了日後の最初の4月1日から5年以内ごと (場合により防災管理者に選任された日から1年以内)に防災管理再講習を受講する必要があります。)
①	学校教育法による大学又は高等専門学校において、総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業したもので、1年以上防災管理の実務経験を有するもの
②	市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職(消防士長以上)に1年以上あったもの
③	労働安全衛生法第11条第1項に規定する安全管理者として選任されたもの
④	消防法施行規則第51条の12第3項に規定する防災管理対象物の点検に関し、必要な知識及び技能を習得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者
⑤	消防法第13条第1項の規定により危険物保安監督者として選任されたもので、甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者
⑥	鉱山保安法第22条第3項の規定により保安管理者として選任された者(同項後段の場合にあっては、同条第1項の規定により保安統括者として選任された者)
⑦	国若しくは都道府県の消防の事務に従事する職員で、1年以上管理的又は監督的な職(消防庁の職員、都道府県の消防防災課の職員のうち消防防災担当者、消防学校の教職員で係長又は係長相当職以上)にあった者
⑧	警察官又はこれに準ずる警察職員で、3年以上管理的又は監督的な職(警察官又は皇宮護衛官で巡査部長以上の階級、火災原因調査の携わる技官及び技術吏員で巡査部長相当職以上)にあった者
⑨	建築主事又は1級建築士の資格を有するもので、1年以上防火管理の実務経験及び1年以上の防災管理の実務経験を有する者
⑩	市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職(班長以上)にあった者
⑪	①～⑩に掲げる者に準ずるものとして消防庁長官が定める者